

阪農健公告第588号
令和8年2月27日

大阪府農協健康保険組合
理事長 内本直哉



任意継続被保険者にかかる標準報酬算定の
基礎となる標準報酬月額について

健康保険法第47条第1項第2号で規定する令和7年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額は下記のとおりとなりましたので公告する。

記

標準報酬月額 340,000円

適用年月日 令和8年4月1日

以上